

四日市大学公的研究費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、四日市大学（以下「本学」という。）において、公的研究費を適正に管理するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、競争的研究資金制度に基づく科学研究費補助金等の競争的資金等、運営費交付金等により配分される公的研究費及びこれに準ずるものをいう。
- (2) 「研究者等」とは、本学に雇用されているすべての者及び本学の研究費または本学の施設・設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。
- (3) 「直接経費」とは、公的研究費による研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究者等ではなく本学が使用する経費をいう。
- (5) 「不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
 - ア 架空の取引により代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
 - イ 実態の伴わない謝金・出張旅費・物品購入等の請求を意図して行い、不正に経費を支払わせること。
 - ウ その他、法令、公的研究費を所轄する機関等（以下「配分機関」

という。)が定める規程等、学校法人暁学園規程及び本学規程等に違反して経費を使用すること。

- (6)「不正行為」とは、公的研究費による研究の立案、計画、実施、研究論文・報告書等成果の報告等の各過程において、捏造、改ざん、盗用等の行為を故意に行うことを指し、法令、配分機関が定める規程等、学校法人暁学園規程及び本学規程等に違反する行為をいう。

(責任体系)

第3条 本学における公的研究費の運営・管理及び監査に関する責任体系については次の通りとする。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス研修を実施し、受講状況を管理・監督するものとし、学術情報課をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者により学部単位または対象となる資金制度別等で責任の範囲を区分することが適当であると判断された場合、当該範囲において運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして部局責任者を置くことができるものとする。
- (5) 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者

及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

- (6) 監査責任者は、本学の公的研究費の監査を実施し、暁学園内部監査室長をもって充てる。

(ルール of 明確化・統一化)

第4条 公的研究費の運営・管理にあたっては、配分機関の当該規程を遵守すること。なお、配分機関において該当する規程等が定められていない場合は、学校法人暁学園もしくは本学の規程を準用すること。

(不正使用・不正行為の禁止)

第5条 研究者等は、不正使用及び不正行為を行ってはならず、また、不正使用・不正行為の防止に努めなければならない。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。また、公的研究費の管理に携わる者は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるものと認識しなければならない。

(研究者等の意識向上)

第7条 最高管理責任者は、研究者等に対して、公的研究費の不正防止について意識向上を図るため、コンプライアンス研修の受講の義務化、その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 コンプライアンス研修の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、教員が競争的資金等の申請を行う際には、規定の遵守を明記した「競争的資金等の管理・運営に関する誓約書(別紙様式)」を学長に提出

する。また、管理・運営に関わる構成員についても同様に取り扱うものとする。

3 コンプライアンス研修を欠席した場合には、フォローアップ研修を行うものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、全ての構成員に対し、継続的な啓発活動を行う。

(公的研究費の経費管理)

第8条 研究者等が交付を受ける公的研究費の経理について、配分機関により研究者等が所属する機関による管理が義務付けられている場合、担当部署が次の事務を行うことを定め、担当部署として会計課を充てる。

- (1) 研究者等に代わり、直接経費を管理すること。なお、直接経費の管理口座は統括管理責任者の名義とし、適切に管理を行うこと。
- (2) 研究者等に代わり、直接経費及び間接経費に係る諸手続きを行うこと。
- (3) 研究者等が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、配分機関による定めのある場合は、当該研究者等からの寄付を受け入れること。なお、当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合は、配分機関の規程に従い手続きを行うこと。
- (4) 間接経費の措置されている公的研究費の交付を研究者等が受けた場合、当該研究者等からの間接経費の譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。なお、当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合は、配分機関の規程に従い手続きを行うこと。
- (5) 公的研究費により購入する全ての物品に対し、検収業務を行うこと。

(相談窓口)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続等に関し、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するものとし、担当部署が次の事務を行うことを定め、担当部署として会計課を充てる。

- (1) 公的研究費の事務処理手続き及び使用ルール等に関し本学内外からの相談を受け付け、効率的な研究執行を適切に支援すること。
- (2) 公的研究費についての不正使用・不正行為を防止するため、使用ルール等の研究者等への周知を行うこと。

(告発窓口)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用ならびに不正行為等に関し、本学内外からの告発を受け付ける窓口を設置するものとし、担当部署として企画課を充てる。告発窓口は、受け付けた事案について、速やかに最高管理責任者に報告すること。

(通報に係る最高管理責任者の責務)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用ならびに不正行為に関する訴えを受けた場合、ただちに調査を行うものとし、調査の結果、不正が明らかになった場合は、当該不正に関与した者に対し、学校法人暁学園及び本学の規程に基づく懲戒等の処分及び告訴等の措置を講ずることとする。

(不正処理業務に係る責務)

第12条 本規程に基づく不正処理業務に関わった者は、職務上知りえた事実に対し守秘義務を負うものとし、関係業務を退任した後も継続するものとする。

(不正取引に関与した業者の処分)

第13条 不正な取引に関与した業者について、調査の結果、不正が明らかになった場合は、取引停止等の措置を講ずることとする。

(不正防止計画の策定)

第 14 条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応する不正防止計画を策定するものとし、担当部署として企画課を充てる。

(不正防止の推進)

第 15 条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、研究機関全体の観点から不正防止監視体制を整備するものとし、不正防止計画推進を担当する部署として企画課を充てる。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の協議によって行うものとする。

(庶務)

第 17 条 公的研究費の取扱いの庶務は、会計課において処理する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本規程の施行により「四日市大学公的研究費取扱内規」を廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 22 日から施行する。